

第6章 計画の効果的実施

第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見を聴きながら、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて、環境基本計画の点検との連携を図りつつ循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して報告することとされている年次報告（循環型社会白書）などに反映します。

また、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、循環基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。

第2節 関係府省間の連携

政府は、閣議のほか関連する閣僚会議・関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図り、循環基本計画に掲げられた循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、環境基本計画を除く国の他の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。

特に、地球温暖化対策や自然界における物質循環など循環型社会の形成と密接な関係にある他の施策との有機的な連携を図っていきます。

第3節 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール（工程表）の確立

今後、政府が循環型社会の形成に向けて取り組む法律の施行や施策の実施については、別表のスケジュール（工程表）のとおりです。